

島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱

1 目的

障がい福祉サービスは、障がいのある人が、身近な地域において日常生活又は社会生活を営むために必要不可欠なものであり、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても障がい福祉サービスを円滑に継続することが必要である。

このため、障がい福祉サービス事業所・障がい福祉施設等（以下「障がい福祉サービス事業所等」という。）が、物価上昇の影響がある中でも、必要なサービスを円滑に継続できるよう障がい福祉サービス事業所等の規模等を踏まえ、

- ・ 特に長距離移動が求められる訪問系サービス等においては、訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、
- ・ 大規模災害の発生時には、障がい福祉サービス事業所等への避難も想定されることから、障がい福祉サービス事業所等について、衛生用品や備蓄物資、ポータブル発電機など災害発生時に必要な設備・備品

などの購入費用等に対する補助を行うことで、障がい福祉サービスの継続を支援することを目的とする。

2 事業内容

交付対象、交付額及び対象経費等の詳細は、別表のとおり。

(1) 障がい福祉サービスを円滑に継続するための対応

障がい福祉サービス事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に障がい福祉サービスを継続するために必要な費用（※1）の一部を補助する事業。

(例)

- ※1 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所
 - ア 燃料費、有料道路通行料等の移動に伴い必要となる経費
 - イ ネットクーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費
- 入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び相談支援事業所
 - ウ 燃料費等の入居者・利用者の生活環境改善、職員の負担軽減・勤務環境改善に必要な経費

エ 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機/サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理、湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費

(2) 災害備蓄等への対応

障がい福祉サービス事業所等が災害発生時に障がい福祉サービスを継続するために必要な費用（※2）の一部を補助する事業。

(例)

- ※2 ○ 訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所、短期入所系サービス事業所及び相談支援事業所
- ア 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費
 - イ ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費
 - ウ 衛生用品、医療用品等の購入等経費
 - エ 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費
 - オ その他災害への備えとして必要と認められる経費

4 経費負担

- (1) 本実施要綱により実施する事業については、別に通知する「島根県障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」の定めるところにより、予算の範囲内で10/10補助を行うものとする。
- (2) 障がい福祉サービス等報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としないものとする。

5 留意事項

(1) 助成の申請手続

- ① 経費の助成を受けようとする障がい福祉サービス事業所等の事業者は、当該事業所等の島根県知事に対してその旨の申請を行う。
- ② 申請は法人単位とする。

(2) その他

- ① 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定を受けているものであり、休業中の事業者は対象としない。
- ② 本事業の実施にあたり、本要綱に定めのない事項については、島根県健康福祉部障がい福祉課と協議の上、決定する。

別表 障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

(単位：千円、1事業所又は1定員当たり)

サービス種別		基準単価	交付額
訪問系サービス事業所 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)	1月あたり延べ訪問回数200回以下(※1)	300/事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を交付額とする。なお、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・基準単価を超えない範囲で、1事業所等に2(1)及び2(2)の両方を助成できる。 ・1事業所等あたり1回まで助成することができる。
	1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下(※1)	400/事業所	
	1月あたり延べ訪問回数2,001回以上(※1)	500/事業所	
重度障害者等包括支援		200/事業所	
療養介護		200/事業所	
障害者支援施設(※2)		6/定員	
短期入所		200/事業所	
日中活動系サービス事業所(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援)	1月あたり延べ利用者数300人以下(※3)	200/事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等あたり1回まで助成することができる。
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下(※3)	300/事業所	
	1月あたり延べ利用者数601人以上(※3)	400/事業所	
自立生活援助		200/事業所	
共同生活援助		200/事業所	
相談支援事業所(計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援(※4))		200/事業所	
障害児通所支援事業所(児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)	1月あたり延べ利用者数300人以下(※3)	200/事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・1事業所等あたり1回まで助成することができる。
	1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下(※3)	300/事業所	
	1月あたり延べ利用者数601人以上(※3)	400/事業所	
福祉型障害児入所施設(※2)		6/定員	
医療型障害児入所施設(※2)		6/定員	

(※1) 1事業所で複数のサービスを行っている場合は、全サービスの合計の延べ訪問回数とする。なお、延べ訪問回数は、令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの平均により判断すること

(※2) 障害者支援施設、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の定員数は、令和8年4月1日時点の定員により判断するものとする。障害者支援施設の定員については、施設が行う日中活動系サービスの定員を含むものとする。

(※3) 1事業所で複数のサービスを行っている場合は、全サービスの利用者の合計延べ利用者数とする。なお、延べ利用者数は、令和7年4月サービス提供分から同年9月サービス提供分までの平均により判断すること

(※4) 1事業所で複数のサービスを行っている場合でも1事業所とする。